

データ復旧保証サービス利用規約

販売店（以下「弊社」といいます。）の提供するデータ復旧保証サービスをご利用のお客は、データ復旧保証サービス利用規約（以下「本利用規約」といいます。）を承諾した上で、データ復旧保証サービスを利用するものとします。

- 第 1 条（保証内容）
- データ復旧保証サービスとは、お客様が弊社から購入した保証対象機器情報（保証加入者証に記載されます。）に規定する対象製品（以下「本製品」といいます。）について、第 3 条で定める保証期間内においてデータの復旧作業を行うサービス（以下「本保証」といいます。）であり、以下のサービスは含みません。
①原因調査：データ消失の原因等の調査・解析は行いませんので、これらの事項に関する質問、保証には応じられません。
②機器修理：お客様の再利用を前提とした記憶媒体の修理はサービスには含まれません。
 - 第 14 条で定める「保証の適用除外事項」に該当する場合には、本保証の対象外とします。

第 2 条（本保証の申込条件）
本保証の申込期限は、本製品を購入後、1 か月以内とします。

第 3 条（保証期間）
本保証が効力を有する期間は保証加入者証に記載された期間とします。

- 第 4 条（保証上限）
- 保証期間内において本製品に係るデータ復旧の回数及び保証復旧に係る金額に制限はないものとします。
 - データ復旧に際しまして、本製品の片道送料につきましてはお客様負担となります。
 - 本保証は、本製品より消失したデータを復旧することを保証するものではありません。

- 第 5 条（保証の終了）
- 以下の事項に該当する場合には、本保証は終了となります。
(1)第 3 条に定めるところに従い、保証期間が満了した場合。
(2)保証復旧の作業を行ったことに伴い、該当記録媒体が継続使用不可能となった場合。
(3)何らかの事由により弊社が本保証の保証復旧を行うことができなくなった場合。
 - 前項により、弊社が本保証を終了する場合は、弊社が指定するホームページ等により周知を行います。また、予めその理由、及び本保証を終了する日をお客様に通知いたします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

- 第 6 条（保証料の支払義務）
- お客様は、本保証の提供を受けるにあたり、弊社が別途定める保証料の支払を要します。
 - 保証料の支払いにつきましては、製品購入時にお支払いいただくものとします。
 - 弊社は、本利用規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した保証料について返金しないものとします。

- 第 7 条（お客様のご負担となる主な費用）
以下に定める事由ないし費用は本保証には含まれておらず、専らお客様のご負担によるものとします。但し、本保証の範囲外の事由ないし費用を、これらに限定する趣旨ではありません。
- 保証復旧の成否に関わらず、お客様のご都合により、弊社社員が出張対応を行う場合の交通費・宿泊費。
 - 本保証利用時にお客様からのご連絡に必要な費用、その他通信費用。
 - 保証復旧を行う際に、代用品をお客様が必要とされる場合の当該代用品のレンタル費用*。※弊社の側では、かかる代用品の手配・提供等は一切行いません。
 - 保証復旧作業に入った後、お客様が保証復旧をキャンセルされた場合に必要となる技術費用、出張費用、物流費用、見積費用等の一切の費用。

第 8 条（データ復旧の実施主体）
弊社は、本保証に基づくデータ復旧業務を下記会社（以下「復旧会社」といいます。）に業務委託することとし、お客様はこれにあらかじめ同意します。

記	
業務委託会社（保証代行会社）	再委託先（データ復旧会社）
アルファバリュー株式会社	デジタルデータソリューション株式会社
東京都墨田区江東橋 2-19-7	東京都中央区銀座 7-13-12

第 9 条（お客様の情報について）
弊社はお客様よりお預かりしたお客様の保証登録番号、製品情報及び個人情報、第 8 条に規定した復旧会社にも情報を開示し、お客様はあらかじめこれに同意することとします。

第 10 条（データ復旧の依頼方法）
本保証の保証期間内に、本製品に含まれるデータの消失が発生した場合には、お客様は、下記記載データ復旧保証お客様窓口に連絡して保証復旧をご依頼ください。保証復旧受付時に、復旧会社より保証復旧手続の手順をご説明しますので、説明手順に従ってください。

記
データ復旧保証サービスお客様窓口 TEL: 0120-900-951
受付時間：9:00～21:00（土日祝を除く） E-Mail：info@digitaldata-warranty.com

- お客様から復旧会社に対し、保証復旧のご依頼をいただいた際、弊社又は復旧会社は、お客様の本保証に関する登録情報（保証登録番号、製品情報及び個人情報）の確認をいたします。お客様より保証復旧依頼に際してご通知いただいた情報と登録情報との間に相違があった場合、その他お客様より必要な情報のご通知をいただけない場合には、本保証が適用されない場合がございますので、お客様におかれましては、本保証の加入後、保証加入者証（書面もしくは電磁的方法により発行）及び保証復旧ライセンスキーの保管・管理に十分ご注意くださいようお願いいたします。
- 弊社又は復旧会社以外の第三者にデータ復旧を依頼された場合には、本保証が適用されませんのでご注意ください。
- お客様のご都合により、保証復旧受付日から 90 日が経過してもデータ復旧の着手が出来ない場合には、データ復旧の受付を無効といたします。

第 11 条（登録情報の変更）
以下の場合には、お客様は、速やかにデータ復旧保証お客様窓口までご通知ください。ご通知いただかなかった場合には、本保証が適用されない場合があります。なお、保証加入者証に記載されたお客様情報の変更は、保証加入者証に記載されたお客様ご本人様からご通知いただいた場合に限り承ります。
(1)保証期間中に保証加入者証に記載されたお客様名や連絡先電話番号、住所等の変更がある場合。
(2)メーカー若しくは店舗より交換品の提供等が行われ、製品情報及び製造番号に変更があった場合。

第 12 条（個人情報の使用）
弊社は、お客様よりご提供いただいた製品情報、個人情報等を保管、使用、処理の上、本保証を提供します。また、上記の目的の為、以下の場合に限り、弊社の責任において、事業協力会社（復旧会社・メーカー・修理会社・店舗・金融機関等）、保険会社等へお客様の個人情報を提供いたします。
(1)データ復旧に際して弊社と事業協力会社による個人情報の共有が必要となる場合。

(2)本保証の履行に伴うリスクを対象とする保険契約を弊社又は復旧会社が締結する場合に、当該契約を締結する保険会社への個人情報等の提供が必要となる場合。

第 13 条（間接損害等）

法律上の請求の原因の種類を問わず、如何なる場合においても、本保証の履行に起因して生じた間接損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失等）、特別損害、付随的損害、拡大被害、他の機器や部品に対するデータの損失又は損傷、第三者からの賠償請求に基づく損害、身体障害（障害に起因する死亡及び怪我を含みます。）並びに他の財物に生じた損害に関して、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第 14 条（保証の適用除外事項）

以下の事項に該当する場合には、本保証は適用されないものとします。

- (1)天災地変等の外部要因に起因する故障及び損害
- (2)盗難、紛失、置き忘れ、その他の事由により、お客様が本製品を保有しておらず、本製品の状態が確認できない場合
- (3)保証期間外にデータ消失が生じていた場合
- (4)本製品の仕様、構造上の欠陥又は本来的性質に基づく制限、不具合、不利益等
- (5)部品等本製品の構成部分の一部分であって、本製品中当該部分が無ければ、保証復旧を行うことができなくなるものが、弊社への本製品の提供時点で欠落している場合
- (6)本製品の付属部品、アクセサリ、周辺機器等の本製品以外の製品のデータの復旧
- (7)弊社がデータ復旧の依頼を受けて本製品の点検・診断を実施した結果、弊社がデータの消失を確認できなかった場合
- (8)お客様ご自身で付加されたラベル・シート・カバー類、塗装・刻印等を、保証復旧作業後に元の状態に復旧する費用
- (9)核燃料物質若しくは核燃料物質による汚染された物の放射性・爆発性、またはその他の有害な特性に起因するデータ消失
- (10)戦争（宣戦の有無を問わず）、外国の武力行使、革命、内乱、武装反乱、またはその他これらに類似の事変または暴動に起因するデータ消失
- (11)本製品のデータ消失に係る申告内容の真実性について明らかな疑義がある場合
- (12)本製品と異なる製品（シリアル番号等が異なる等）の復旧をご依頼された場合や、本製品のシリアル番号が確認出来ない場合（但し、製品の内蔵データ等から本製品と同一と確認が出来る場合を除く。）
- (13)その他本保証の対象外のデータ消失であることが判明した場合の復旧に係る諸費用

第 15 条（復旧に係る免責事項）

データ復旧作業を行うにあたり、以下の事項に該当する場合には、弊社は一切の責任を負いかねますのでご了承下さい。

- (1)データの救出を優先するため、本製品および内部の記憶媒体を分解、開封することがあります。また、保証復旧作業の初期診断を行うにあたり、本製品および内部の記憶媒体、その他の内外部品の変形を伴うことがあります。
 - (2)保証復旧作業の作業内容によっては、本製品に保存されているデータが消失することがございます。
 - (3)本製品の状況により全データの完全復旧ができないことがあります。また、本製品をお預りした時点で、既に破損しているデータは、破損したデータとして復旧されます*。
- *復旧したファイルが実行ファイルの場合、正常に起動できない、一部の機能が使えない等の可能性、また画像ファイルの場合、画像が一部欠損している等の可能性があります。
- (4)弊社は、お預かりした本製品に対する原状回復の責を負いません。また、お客様のお手元で正常であっても、本製品のお預かりから返却までの間に多くの過程・作業を経ますので、この全ての過程で発生する瑕疵・障害について弊社は一切責任を負いません。
 - (5)天災事変、戦争・暴動・内乱、輸送機関の事故、労働争議、その他不可抗力の事由により、本利用規約に基づくサービスの遅延や不能が生じた場合、弊社はお客様に対してその責を負わないものとします
 - (6)お客様よりお預かりした本製品での起動確認作業は、弊社では行っておりませんので、ご了承ください。
 - (7)保証復旧作業にあたり本製品を解体することがあります。解体をした場合、メーカーによる保証を受けることができなくなる場合がありますのでご了承ください。
 - (8)本製品を既に解体したことがある場合、解体・組み立てを正常に行えないことがあります。この場合、解体・組み立てにより生じた破損、障害には責任を負いません。弊社では細心の注意を払い本製品の解体・組み立てを行ないますが、解体・組み立て中に経年劣化しているパーツが破損、劣化することがあります。また解体・組み立てにより生じた破損、障害には責任を負いません。ご返却後に起動不具合が起きた場合でも一切の責任を負いません。
 - (9)輸送中の本製品の取扱いについては細心の注意を払いますが、お手元に届いた際の破損等につきましては一切の責任を負いません。
 - (10)本保証は、必ずしもお客様の消失データを復旧することを確約するものではありません。消失データや本製品の状態等により、復旧に失敗することもございます。
1. 弊社へ本製品をご発送いただいた際の梱包材は破棄させていただきます。
 2. 本保証の適用に伴う弊社が提供するサービスにおきましては、弊社の故意又は重過失による場合を除き、お客様に生じたいかなる損害につきましても、弊社は一切の責任を負いません。

第 16 条（その他の注意事項）

1. 弊社又は復旧会社へ本製品をお預けいただいた後、お客様に返却可能日をお知らせしている場合（お客様のご都合でお知らせできない場合を含みます。）、当該返却可能日から 90 日間を経過してもお受け取りいただけないときは、弊社にて本製品を自由に処分することができるものとします。その際には保証復旧費用（キャンセルに伴う一切の費用を含みます。）に加え、処分に要した費用の一切を、弊社の請求に従い、速やかにお支払いいただくものとします。
2. 保証復旧後のデータ納品方法については、所定の費用のお支払いが完了（保証上限金額内であれば、ご請求金額は発生いたしません。）した後、原則としてレンタル用外付け HDD での納品となります。納品用外付け HDD の買取をご希望される場合は、事前に担当者までお申し付けください。なお、納品用外付け HDD の買取に要する金額は本保証の適用対象外となります。
3. 納品用外付け HDD のレンタル期間は 10 日間です。レンタル期間を超過しても弊社へ納品用外付け HDD をご返送いただけない場合につきましては、納品用外付け HDD の買取をご希望されているとしまして、お客様に買取金額をご請求させていただきます。
4. 保証復旧後のデータ納品につきましては、情報漏洩の観点により弊社内で保管を致しかねますので、最短でのお引取りをお願いしております。
5. 弊社は、本保証について理由の如何を問わず、保証料金の返金はいません。
6. お客様は、本保証にお申込みいただいた時点で、本利用規約にご同意いただいたものといたします。
7. 弊社はいつでも本利用規約の一部（お客様窓口の連絡先、受付時間等を含みます。）を変更、修正、追加又は削除することができるものとします。変更した本利用規約は、お客様が当該変更の内容を確認しうる状態となったとき（変更された規約がウェブサイトに掲載された時点及び変更等を通知するメールがお客様に配信された時点を含みます。）から、1 か月経過後にお客様に対して適用されるものとします。
8. 本利用規約は日本法に基づき解釈されるものとします。また、お客様と弊社との間で訴訟の必要を生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。
9. 本保証の加入と同時に本製品に関する延長保証（弊社またはメーカーが提供する延長保証を含みます。）に加入の場合、保証復旧作業後、メーカーまたは延長保証会社によっては、保証修理を受けることができなくなる可能性があります。

第 17 条（損害保険）

弊社又は復旧会社は、本保証の運営を担保するために、保険会社と保険契約を締結する場合がございます。当該保険契約の締結履行、保険金請求手続等に関し、お客様は何ら異議を述べないものとします。

【販売店（弊社の表記）】

※保証加入者証（書面もしくは電磁的方法により発行）に記載

【保証対象機器情報】

- ①ご購入日：
- ②メーカー名：
- ③型番・カラー：
- ④保証 ID：
- ⑤保証復旧ライセンスキーNo：